



『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』

英議会下院のレポート その1

はじめに

水道料金は水道メーターでの検針値にもとづき徴収される——日本ではごくふつうのこの徴収形態が、一般的でない国が世界にはある。英国を構成するイングランドもそのひとつで、一般家庭における水道料金は伝統的に、水の使用量とは関係のない、各戸の不動産価値にもとづく定額料金として徴収されてきた。定額料金としての水道料金はしかし、ときとして水の過度な使用をうながす一因ともなってきたため、近年では、水不足を背景とした節水の重要性の高まりとともに、従来の定額料金制から、水道メーターにもとづく従量料金制へと段階的に移行する水道会社が増えている。

こうしたなか、2019年6月に、英議会の下院は『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』と題するレポートを公表し、このなかで、イングランドにおける水道メーターの利用状況とこれに関する法規制、顧客や水道会社¹のもつメーター導入上の権利について概説している。

日本ではあたりまえとなっている水道メーターによる料金徴収へと、イングランドがどのような議論をもとにゆるやかながら移行しつつあるのか、水道ホットニュースではこれから3号にわたり、このレポートを抄訳して紹介する。本レポートは「要約」と「本編」の2部構成となっており、第1号(本号)では本編の内容を短くまとめた「要約」を、第2号(12月6日号)ではより詳しい情報が盛り込まれた「本編」の前半を、第3号(12月13日号)では「本編」後半の訳文を掲載する。

序文の最後に、レポートの出典を以下に示すとともに、本レポートは比較的自由なかたちでの情報の再利用をまとめた「[Open Parliament License v3.0](https://open.parliament.uk/licenses/open-parliament-license-v3-0/)」のもとに認可された議会情報をふくむことを言い添える。

Water meters: the rights of customers and water companies

Published Thursday, June 27, 2019

<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7342>

¹ イングランドの上下水道事業は1989年に完全民営化を果たしており、現在、ひと地域の例外もなく数十に及ぶ民間企業によって上下水道事業がおこなわれている。すなわちイングランドにおいては、水道事業者＝民営会社であることから、本レポートでは水道事業者を指し示す語として「水道会社」(water company)をもちいている。

『水道メーター ～顧客および水道会社の権利～』

要約

イングランドおよびウェールズにおける水の請求形態は、水道メーターにもとづく請求、または不動産の課税見積価格にもとづく定額請求を基準としている。顧客は、請求書を確認することで、現在どのような形で水道料金を徴収されているのか知ることができる。このレポートは、おもにイングランドの状況について述べたものである²。

環境庁³は 2017 年 3 月、イングランドの一般家庭のうち、水道メーターが設置されているのは約 50%⁴であることを示した。

一般家庭の顧客は水道メーターの設置を選択することができるか？

メーターにもとづく請求が現在おこなわれていない一般家庭の顧客は、水道会社にたいして通知をおこない、給水量にもとづき請求額を定めるよう(つまりメーターにもとづく請求をおこなうよう)要求する法的権利を有している。賃借人もメーターを要求する権利を有するが、まずは建物の大家からメーター設置の許可を得ることが推奨される。ただし、賃貸契約が 6 ヶ月未満のものである場合、賃借人はかならず大家から許可を得なければならない。

顧客から要求があったとしても、合理的にみてメーターの設置がむずかしい場合、またはメーターの設置に多大な費用がかかる場合、水道会社にメーターを設置する義務は生じない。

水道会社は顧客にたいしてメーターの設置を要求できるか？

実際には、水道会社は、一般家庭の顧客がつぎのいずれかに当てはまる場合に、メーターを設置しそれにもとづく請求をおこなうことができる。

- 自動散水装置(庭のスプリンクラーなど)を使用している
- 自動的な仕組みによってプールまたは池に水を張っている
- 大型の浴槽をもっている
- 逆浸透膜をもちいた軟水機器を使用している
- シャワー時の水圧を増強する「パワーシャワー」を備えている
- 給水対象となる不動産の新しい占有者である(メーター検針に依らない請求書がまだその占有者に送られていないことを条件とする)
- 深刻な水不足を抱えていると国務長官が判断した地域に住んでおり、そのため安全な水供給を維持する計画の一環として、メータープログラムの対象になっている

² 訳注: 英国(イギリス)は、ロンドンのあるイングランドのほか、西のウェールズ、北のスコットランド、アイルッシュ海をはさんだ向こう岸に位置する北アイルランドの 4 カ国からなる連合国である。それぞれの国では水道に関する規制や運用状況がことになっており、このレポートでは、とくに断りのないかぎり、イングランドのメーター事情だけを論じている。

³ 訳注: イングランドを所管する規制機関のひとつ。

⁴ 訳注: 原文には英議会のサイトへのつぎのリンクが付いており、50%の設置率の内訳を水道会社別にみることができる。

<https://www.parliament.uk/written-questions-answers-statements/written-question/commons/2017-12-21/121058>

このことは、地域によってはメーターの設置が義務づけられることを意味するののか？

いかなる水道会社も、メーターの全戸導入を義務づけられてはいない。法律は単に、水道会社にたいして、管轄地域の水資源を管理するひとつの方法として、メーターにもとづく請求形態を選択する権利をあたえているだけである。

「深刻な水不足」を抱える地域に分類されているのはどこか？

「水道会社ごとの水不足分類」は 2013 年 7 月に更新された。この更新は、イングランドおよびウェールズの各地域における水不足の度合いを決めるうえでのさまざまな根拠にもとづきおこなわれた。つぎに示す水道会社の管轄地域は、2013 年に「環境庁」および「天然資源ウェールズ⁵」によって、深刻な水不足を抱える地域であると分類されている⁶。

- アフィニティ・ウォーター (Affinity Water)
- アングリアン・ウォーター (Anglian Water)
- エセックス・アンド・サフォーク・ウォーター (Essex and Suffolk Water)
- サウス・イースト・ウォーター (South East Water)
- サザーン・ウォーター (Southern Water)
- サットン・アンド・イースト・サリー・ウォーター (Sutton and East Surrey Water)
- テムズ・ウォーター⁷ (Thames Water)

水道会社は顧客にたいしてスマートメーターの設置を要求できるか？

スマートメーターか否かを問わず、どういった種類のメーターを使うかの決定は、水道会社の判断に委ねられている。

顧客は水道メーターの設置を拒否することができるか？

さきに述べたメーター設置条件のうち、ひとつ以上が当該顧客にあてはまる場合、水道会社はメーターを設置し、それにもとづく請求をおこなうことができる。こうした場合、顧客はメーターを拒否することはできず、また、設置されるメーターの種類(例えばスマートメーター)に反対することもできない。

委譲された管理権限⁸

このレポートは、とくに断りのないかぎり、イングランドの状況についてのみ論じたものである。

ウェールズにおける水道メーターの情報については、詳細な情報が「[Citizens Advice Page on Water Meters](#)」、[「Welsh Water page on water meters」](#)および「[guidance on having a water meter](#)」から入手できる。

⁵ 訳注:ウェールズを所管する規制機関のひとつ。

⁶ 訳注:2012 年と少し情報が古いのが、各水道会社の管轄地域を示した図が、つぎの英議会の文書の 4 ページ目に掲載されている。<https://www.parliament.uk/documents/commons-committees/Exiting-the-European-Union/17-19/Sectoral%20Analyses/14-Environmental-Services-Report.pdf>

⁷ 訳注:ロンドンの上下水道事業を担うのはこのテムズ・ウォーターである。

⁸ 訳注:「委譲された管理権限」(Devolved Administration)とは、英議会から英国を構成する 4 カ国の政府にたいして移譲されている、水道事業をふくむ各種の管理権限のこと。

スコットランドの情報については、「[Citizens Advice Page on Water Meters](#)」および「[Scottish Water page on water meters](#)」から入手できる。

北アイルランドにおける水道メーターの情報については、「[NI Water statement on water meters](#)」、NI Water ウェブサイト内の「[your bill and our charges](#)」および「[CCWater for Northern Ireland page on water charging](#)」を参照してほしい。

(担当)調査事業部主任研究員 高橋 邦尚

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL: jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r1.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。